

令和3年1月実施

財政援助団体等監査結果報告書  
(補助金及び指定管理者)

陸前高田市監査委員

# 令和2年度財政援助団体等監査結果報告書（補助金）

## 1 監査対象の団体名、補助金及び所管部課

団体名	補助金	所管部課
特定非営利活動法人きらりんきつず	地域子育て支援拠点事業補助金 6,219,000 円	福祉部 子ども未来課

## 2 監査を執行した監査委員

宗 宮 安 宏 監査委員（識見） 畠 山 恵美子 監査委員（議選）

## 3 監査の範囲

令和元年度に交付された補助金に係る出納その他の事務の執行

## 4 監査の期間

令和2年12月25日～令和3年1月13日

概要説明日 令和3年1月14日

## 5 監査の方法

監査にあたっては、補助金を受けている団体の当該補助金に係る資料を事前に求め、収支の会計経理、事務事業の執行が適正かつ効率的に行われているか等の観点から次の関係諸帳簿等の書面監査を中心に行った。

また、書面監査結果をもとに関係職員から説明聴取する方法で監査を行った。

主な監査資料

- (1) 補助金に関する調書
- (2) 団体の令和元年度予算書及び決算書
- (3) 補助金交付要綱
- (4) 当該補助金に係る事業計画書及び収支予算書
- (5) 当該補助金に係る事業実績書及び収支精算書
- (6) 補助金が振り込まれた通帳、出納関係帳票
- (7) 団体の定款（会則）、組織図

## 6 監査の結果等

地方自治法及び本市監査基準に基づき、補助事業に係る出納その他の事務の執行について関係帳票類の確認及び説明聴取等により監査したところ、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、監査時に見受けられた軽易な事項等については、その都度関係者に注意、改善を促したので記述を省略する。

監査対象団体の監査の概要は、次のとおりである。

◆ 補助団体名

特定非営利活動法人きらりんきっず

(1) 財政援助団体の概要等

ア 設立及び目的

きらりんきっずは、平成 22 年 7 月 26 日に高田町駅通り商店街に「おやこの広場 きらりんきっず」として開所し、平成 23 年 3 月 11 日に発災した東日本大震災津波により甚大な被害を受けたもののその活動を継続し、平成 25 年 12 月 26 日に「特定非営利活動法人 きらりんきっず」としての認証を受けた。

令和 2 年 1 月には、現在の拠点である、市の中心市街地に隣接する「陸前高田アムウェイハウス まちの縁側」の一角で活動を開始している。国内外の多くの支援を受け、広く明るく暖かい施設で活動を継続している。

子育て家庭・親子を対象とし、子どもの健全育成と子育てにやさしい豊かな市民社会の創造に寄与することを目的としている。

イ 補助金の交付

令和元年度地域子育て支援拠点事業費補助金については、平成 31 年 4 月 1 日に補助金交付申請が提出され、同日付で補助金交付決定を受けている。

補助金の額は 6,219,000 円であり、事業内容は、「地域子育て支援拠点事業一般型」として、子育て家庭・親子への交流の場の提供と交流の促進等の事業を実施しており、これらに要する経費として補助金を交付することとしている。

補助金の交付については、令和元年 6 月 4 日に前金払として 5,597,000 円が請求され、同月 14 日に指定口座に振り込まれている。また、令和 2 年 4 月 10 日には精算払として 622,000 円が請求され、同月 24 日に指定口座に振り込まれている。

交付された補助金は、前述したきらりんきっずの実施した事業に充当されている。

(2) 事業の実施状況

令和元年度の事業の実施状況は、次のとおりである。

(単位：円)

目 的	内 容	事 業 費
子育て家庭・親子を対象とし、地域で安心して産み、育てられる環境をつくり、地域とともに子育てをすることによって、郷土を愛する子どもたちを育てるために、子育て支援に関する事業を行い、子どもの健全育成と子育てにやさしい豊かな市民社会の創造に寄与する。	○地域子育て支援拠点事業一般型 ア 子育て家庭・親子への交流の場の提供と交流の促進 イ 子育て等に関する相談・援助の実施 ウ 地域の子育て関連情報の提供 エ 子育て支援に関する講習等の実施	6,233,922

令和元年度年間利用者数

区分	活動日数(日)	組数(組)	子ども(人)	大人(人)	イベント等 その他利用者(人)	合計 利用者数(人)
4月	24	129	160	120	47	327
5月	18	72	77	72	14	163
6月	21	31	96	93	9	198
7月	21	149	171	148	270	589
8月	15	85	86	84	12	182
9月	20	138	100	95	108	303
10月	20	270	93	85	563	741
11月	22	165	122	114	104	340
12月	20	103	110	104	22	236
1月	8	43	42	38	4	84
2月	21	269	220	208	193	621
3月	20	87	91	99	34	224
合計	230	1,541	1,368	1,260	1,380	4,008

(3) 収支状況

令和元年度の収支状況は次のとおりである。

収 入

(単位:円)

区 分	決 算 額	予 算 額	比 較 増 減
市 補 助 金	6,219,000	6,219,000	0
自 己 資 金	14,922	0	14,922
計	6,233,922	6,219,000	14,922

## 支 出

(単位：円)

区 分	決 算 額	予 算 額	比 較 増 減
賃 金	3,886,510	3,069,328	817,182
賃 金 (地域支援加算分)	384,750	790,808	△406,058
報 償 費	189,000	131,600	57,400
報 償 費 (地域支援加算分)	150,000	110,000	40,000
旅 費	66,235	35,900	30,335
旅 費 (地域支援加算分)	53,250	69,850	△16,600
需 用 費	1,149,451	1,058,172	91,279
需 用 費 (地域支援加算分)	145,077	448,342	△303,265
役 務 費	209,649	145,000	64,649
使用料及び賃借料	0	360,000	△360,000
計	6,233,922	6,219,000	14,922

## (4) 監査の所見

令和元年度における地域子育て支援拠点事業費補助金に係る出納その他の事務執行について、関係帳票類の確認及び説明聴取により監査したところ、概ね適正であると認めるものの、事業計画の作成に当たっては、前年度の事業実績等を勘案の上、日額賃金単価等の最新の動向に留意し、より実効性のある計画づくりを進められたい。

令和2年は、新型コロナウイルス感染症対策として、やむを得ず活動を休止する期間があり、現在も受入れ家庭や各種イベント活動を制限されている状況下ではあるものの、本市のまちづくり総合計画に定める基本目標のひとつである「子どもたちを健やかに育むまちづくり」を実現するための方策として、「安心して子どもを産み育てられる環境を整える」ことが重要であり、きりんきつずの活動はこれらを具現化するものとして今後とも重要性を増していると思料する。

引き続き、子育て世代への支援の拠点として今後の活動を期待するものである。

# 令和2年度財政援助団体等監査結果報告書（指定管理者）

## 1 監査対象の施設名、指定管理者及び所管部課

施設名	指定管理者	所管部課
陸前高田市玉山休養施設	ロツツ株式会社	地域振興部観光交流課

## 2 監査を執行した監査委員

宗宮安宏 監査委員（識見） 畠山恵美子 監査委員（議選）

## 3 監査の範囲

令和元年度に執行された公の施設の指定管理に関する事

## 4 監査の期間

令和3年1月4日～1月13日

概要説明日 令和3年1月15日

## 5 監査の方法

監査にあたっては、公の施設の管理を行わせている団体の当該管理に係る資料を事前に求め、事業の実施状況、財政状態及び経理状況等が適正かつ効率的に行われているか等の観点から次の関係諸帳簿等の書面監査を中心に行った。

また、書面監査結果をもとに関係職員から説明聴取する方法で監査を行った。

主な監査資料

- (1) 公の施設の指定管理者に関する調書
- (2) 当該施設管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (3) 当該施設管理に係る事業実績書及び収支精算書
- (4) 基本協定書
- (5) 出納関係帳票
- (6) 団体の定款、組織図

## 6 監査の結果等

地方自治法及び本市監査基準に基づき、公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、関係帳票類の確認及び説明聴取等により監査したところ、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、監査時に見受けられた軽易な事項等については、その都度関係者に注意、改善を促したので記述を省略する。

監査対象団体の監査の概要は、次のとおりである。

◆ 施設名

陸前高田市玉山休養施設

(1) 施設及び指定管理の概要

ア 施設及び指定管理の概要

恵まれた森林環境を活用し、市民の保養及び健康の増進を通じ地域の活性化を図ることを目的として設置された施設であり、陸前高田市玉山休養施設条例に規定する施設の管理運営、維持管理及び利用の拡大を図る業務等を実施し、指定管理による管理コストの削減及び宿泊・飲食を通じた地場産品食材の消費拡大を図るものである。

イ 施設の概要

(7) 所在地

陸前高田市竹駒町字上壺 104 番地 8

(4) 施設規模等

区 分		面 積 (㎡)
敷地面積	竹駒牧野採草地農業協同組合所有地 (借地)	3,419
床面積	管理棟 (事務室、多目的交流室、食事室、浴室)	485
	宿泊棟 (和室、洋室)	193
	渡廊下	72

(9) 開設年月日 平成 11 年 8 月 1 日

ウ 協定の締結等

指定管理者の指定期間は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとし、平成 31 年 4 月 1 日にロッツ株式会社と「陸前高田市玉山休養施設の管理に関する基本協定書」を締結している。平成 28 年度からの第 1 期に引き続き、現在、第 2 期目の指定期間となっている。

平成 31 年度分の年度協定書については、平成 31 年 4 月 1 日に締結しており、指定管理料 4,878,900 円を 4 か月ごとの 3 期に分割して支払っている。

(2) 施設の管理運営状況

ア 管理体制

(7) 統括責任者

ロッツ株式会社 代表取締役 富山 泰庸

(4) 職員の配置

管理運営担当 4 名 計 4 名

イ 利用状況（交流施設分）

令和元年度 月別利用人数及び利用料金額

月	利用人数（人）	利用料金（円）	月	利用人数（人）	利用料金（円）
4月	1,213	1,340,052	10月	692	743,589
5月	1,483	1,686,070	11月	964	1,042,323
6月	1,169	1,303,284	12月	907	852,322
7月	1,064	1,320,771	1月	1,196	1,060,621
8月	1,308	1,611,980	2月	1,040	1,653,270
9月	963	1,110,598	3月	106	415,345
			合計	12,105	14,140,225

ウ 管理業務の執行状況

各施設は、陸前高田市玉山休養施設条例及び同規則並びに陸前高田市玉山休養施設の管理に関する基本協定書及び同年度協定書の定めるところにより、概ね適切に管理されている。

エ 利用者の拡大

令和元年度の施設利用状況は、利用人数で12,105人、利用料金で14,140,225円となっている。利用状況はコンスタントに月当たり千人を上回る状況となっており、リピーターも多いとのことである。市の指定管理料を上回る宿泊・飲食の売上げがあり、各種イベントを開催する等、利用者の拡大を図り経営を安定化する努力の跡が伺えた。

(3) 監査の所見

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、関係帳票類の確認及び説明聴取により監査したところ、概ね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

玉乃湯は江戸時代末期を発祥とする温浴施設であり、古くから未病や皮膚に効果的な泉質であるとされている。

令和元年5月には、玉山金山遺跡がみちのくGOLD浪漫の一翼として文化庁の日本遺産に認定されたほか、近傍には、玉山金山コースとして氷上山登山道の一角があり、自然に囲まれた多くの魅力を備えた区域である。

令和2年は、新型コロナウイルス感染症の影響による営業自粛により大きな打撃を受けているところと拝察するが、引き続き、施設の適正な管理運営に努めると共に、玉乃湯さくらまつり等、魅力ある独自事業を開催し、来訪者の拡大を図りつつ、雇用の維持・確保と地場産食材の利用拡大に努められたい。